

特別支援学校のセンター的機能に関する研究

—巡回相談におけるアドバイスとその効果—

高知大学大学院総合人間自然科学研究科 教育学専攻 特別支援教育コース 鈴木研究室 鈴木恵太
高知県立高知若草養護学校 教諭 佐藤京子

1 はじめに

2007年に学校教育法の一部改正が施行され、「幼稚園、小学校、中学校、高等学校または中等教育学校の要請に応じて、教育上特別な支援を必要とする児童、生徒又は幼児の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努める」ことが規定された。これにより、特殊教育から特別支援教育への転換が図られ、養護学校は名称が特別支援学校となり、新たにセンター的機能の発揮を担うことが法制上明確化された。また、発達障害等をもつ児童生徒等に対して、多様な場や個に応じた支援体制の整備は進んできている。高知県教育委員会は、保育所・幼稚園、小中学校、高等学校等の通常の学級に在籍する発達障害を含めた障害のある児童生徒の指導及び支援の充実のため、学校の要請に応じて学校支援チームを派遣し、校内支援体制の充実を推進している。この学校支援チームには特別支援学校の教員も属しており、巡回相談員派遣事業（以下、巡回相談）の相談員として派遣されている。この巡回相談におけるアセスメントや相談で得られたことがその後の実際の支援にどのように活用され、どう評価されているのかについては明らかではない。

2 研究目的

本研究は、対象を高知県における巡回相談とし、その対象校となった事例を取り上げて、以下について検討する。第一に、巡回相談の協議において、相談員が行うアドバイスがどのようなもので、どのようなになっているのかについて調査する。第二に、相談後の学校に対して追跡的にインタビューを行い、アドバイスが具現化される過程を調査する。それらから巡回相談の特徴と課題を明らかにする。

巡回相談の協議において示されるアドバイス、またインタビュー調査の内容は、数量で表すことのできない質的データである。そこで、本研究では質的研究法の一つである、グラウンデッド・セオリー・アプローチ（以下、GTA）（戈木クレイグヒル，2006）を参考に分析を行う。GTAを援用して協議におけるアドバイスおよびインタビュー調査の内容を分析することで、巡回相談におけるアドバイスを整理する。またそれを受けた、相談後の学校の変容過程について、その一端を文脈的に探ることを目的とする。そして、特別支援学校のセンター的機能の一つである、地域の学校等に対する支援である巡回相談のあり方について考察する。

3 研究内容

(1) 研究方法

ア 対象およびデータ収集方法

2018年に高知県教育委員会が実施する巡回相談を活用した小学校のうち、学校長に対して文書と口頭で承諾を得た6校を対象とした（Table 1）。巡回相談の協議について音声記録を行い、その後すべてを逐語録化した。なお、補足資料として事前に学校から提出された巡回相談申込書、個別の指導計画等も参照した。追跡調査はそのうちの3校（A，B，C校）を対象として、半構造化面接によるインタビュー調査を実施した。調査期間は巡回相談後、半年間とした。回数やインタビュー調査の対象は学校の実情等により、対象校との協議のうえ決定した。インタビュー項目は、①相談後の変化、②アドバイスの理解と実践、③今後の課題についての3点とし、2回目以降は④新たな

な課題や取組の経過についての質問項目を加えた。次回の質問項目を設定する際には適宜、調査時や調査後にとつたメモについても参照した。なお、インタビュー対象者が複数となり、調査の場が教員間の情報交換や支援についての検討の場となることが考えられたため、調査項目に沿った質問をしながらも教員間のやり取りを大きく妨げないように配慮した。

Table1 研究対象校と巡回相談の概要

学校	実施時期	対象児童	相談員	協議参加者	追跡調査
A	第Ⅰ期	低学年	大学、指導主事(特別支援教育課、教育事務所) 地教委担当者、市スクールソーシャルワーカー	校長、児童支援担当教諭、担任、知的特別支援学級担任、支援員	4回実施
B	第Ⅰ期	低学年	大学、特別支援学校教諭(病弱校) 指導主事(特別支援教育課)	教頭、担任(自閉症情緒特別支援学級) 交流学級担任、特別支援学級担任(2名:うち1名は特別支援コーディネーター)、養護教諭	2回実施
C	第Ⅰ期	中学年2名 高学年1名	大学、指導主事(特別支援教育課)、県福祉保健所(母子担当)、特別支援学校教諭(肢体不自由)	校長、教頭、特別支援コーディネーター(養護教諭)	2回実施
D	第Ⅱ期	高学年	指導主事(特別支援教育課・教育事務所) 県福祉保健所(母子担当)・市教委担当者	校長・教頭・担任 養護教諭(特別支援教育コーディネーター)	
E	第Ⅱ期	中学年	言語聴覚士・特別支援学校教諭(知的校) 指導主事(教育事務所・特別支援教育課)	校長、教頭、担任、 特別支援コーディネーター(養護教諭) 併置校養護教諭(中学校)	
F	第Ⅱ期	低学年2名 高学年2名	指導主事(教育事務所)・理学療法士・言語聴覚士・療育福祉センター発達支援部担当者	全校教職員	

*実施時期の第Ⅰ期は201X年6月～7月、第Ⅱ期は201X年9月～12月を示す。

伊 分析手続き
逐語録化された巡回相談の協議における相談員の発言および追跡調査におけるインタビュー内容のうち学校側の発言について分析を行った。

また、調査対象のデータを用いて分析作業を行う中で、それぞれのデータ間での継続的な比較分析を全分析作業が終了するまで行った。

(2) 結果と考察

以下、本稿では分析において示されたデータの内容を抽象化して生成されたカテゴリーを【 】で示し、類似または関連しているカテゴリーをまとめたカテゴリーグループを『 』で示す。

ア 巡回相談のアドバイス

各校の巡回相談の協議の場における相談員の発言部分を抽出し、そのアドバイスについて分析を行った。例としてA校の結果を図(Figure 1)に示した。まず、主訴の確認がなされた後で、アドバイスの基本となる『子どもの実態の捉え』、『授業観察で見えたこと』について示されたのち、具体的な【指示の仕方】等の『指導方法』、【座席の工夫】についての『学びやすい環境』、【学年に応じた支援】等についての『発達段階に応じた支援』についてアドバイスが行われたことが示された。

6校分すべての結果を統合したところ、

共通するカテゴリーグループが示され、巡回相談のアドバイについてのモデル図(Figure

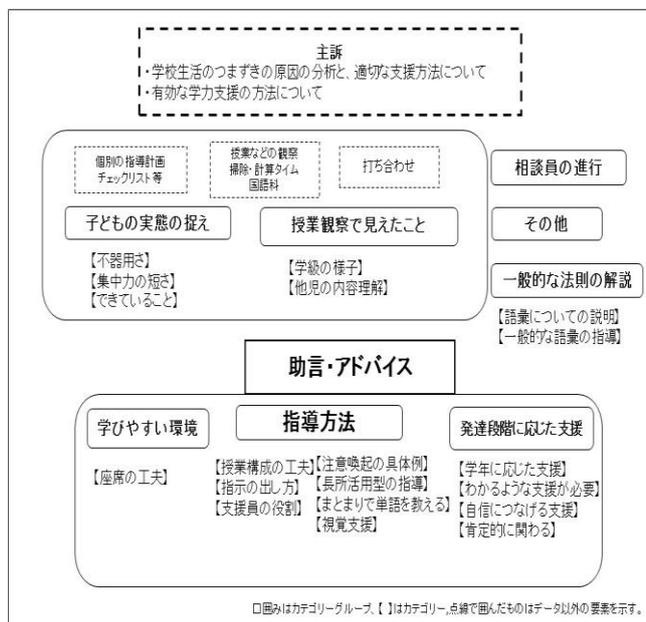


Figure1 アドバイスのカテゴリー(例:A校)

2) が作成された。巡回相談の協議において相談員は、個別の指導計画、チェックリストや打ち合わせによる事前情報と観察した授業等から、主訴に対しての対象児や学校へのアドバイスの内容について方向性を定めていくことが示された。そして、6校すべてに共通するアドバイスは『指導方法』であることが示された。また、事例数は異なるがアドバイスは『学びやすい環境』、『進学・進級に向けて』、『発達段階に応じた支援』、『他機関との連携』、『情報共有』、『教員の意識・姿勢』、『家庭との連携』のカテゴリーグループにまとめられた。

渡辺（2012）は巡回相談のアセスメントについて「先生方が普段行っている子どもの見方や実態把握の再点検と同時に、先生方の授業改善のお手伝いといえます。」と述べ、それに必要なものとして「学校の置かれている状況やニーズの把握」が欠かせないとしている。本研究でも、主訴の把握が始点となっていることから、事前情報を得る際に、より具体的に学校の状況やニーズを把握する取組が重要と考えられる。限られた相談の時間を有効に活用するために、主訴等はより明確になるべきであろう。この際、特別支援教育コーディネーターの役割は重要である。松本（2012）は「教師が、巡回相談で得た情報を基に、互いに役割を果たしながら一丸となって子どもを支援していくには、巡回相談を有効活用できる校内の支援体制が必要である。」と述べている。つまり、巡回相談に関わっての特別支援教育コーディネーターの役割とは校内の調整だけでなく、支援体制の推進役も担うことであると考えられる。相談員のアドバイスは、主訴をはじめとする事前情報、相談当日の協議までに学校や観察等から得られた情報から相談員がその専門性に従って行うものであることから、アドバイスの内容はそれまでの児童の育ちや学校場面での文脈に沿ったものであるかについては確かでない。だからこそ、支援のヒントとなることについて特別支援教育コーディネーターを中心とした学校と相談員がともに探り、お互いが対等で、それぞれの立場や専門性を重視した協議が行われることが重要であると考えられる。

武田ら（2013）は、学校側が相談員について、抱えている問題についての答えを持って現れ「まるでスーパーマンのように解決してくれる」という目で見ていることを自覚する必要があり、相談員はその認識のうえで「相手から力を引き出し、主体的に取り組めるような自立に向けた支援を行っていくことが最終的な目標になっていることを自覚」する必要を示した。この「協働」が、巡回相談の前提であることを、お互いが意識して取り組むことが重要であろう。本研究でも相談員が学校の考えや経緯を尊重した発言は複数校でなされていたが、協議が十分な相互作用のうえに立ったものとは言えないケースもあった。従って、相談時までに「協働」が明確に意識できる取組を取り入れることも検討すべきであると思われる。

イ 追跡調査におけるアドバイスの具現化の過程

追跡調査では、巡回相談でなされたアドバイスについて、その後の変容過程について分析した。分析は3校各々で行われたが、結果から、アドバイスが具現化されたものや、実情等の影響において具現化されなかったものが明らかになった。また、インタビューの中で、相談時のアドバイ

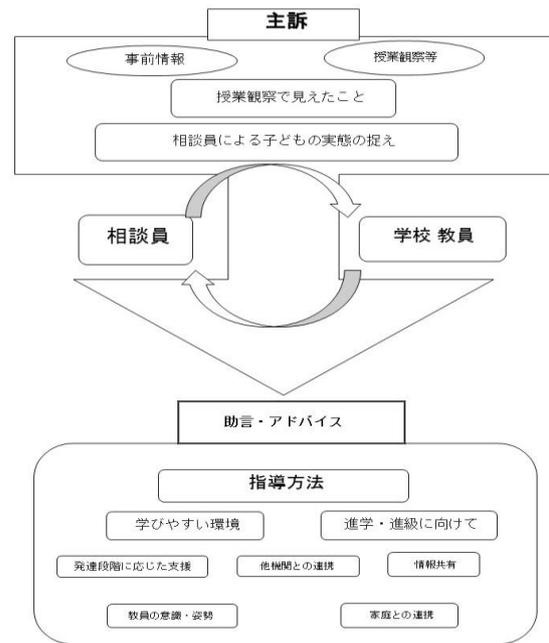


Figure2 アドバイスのモデル

スに関連したことは回数を経るごとに減少していき、その他のカテゴリーグループで示される内容が増加したことが示された。紙面の都合から、以下にA校の結果のみ図で示す (Figure 3)。

	巡回相談	追跡調査1	追跡調査2	追跡調査3	追跡調査4
助 言 ・ ア ド バ イ ス 主 眼	学びやすい環境 【座席の工夫】	巡回相談がきっかけになった変化 【相談が指導の変化のきっかけになる】 【巡回相談で出てきていない指導の場について】 【個別指導の目標設定】 【新たな指導形態での効果】	巡回相談がきっかけになった変化 【新たな指導形態での効果】 【2学期の学習の場】	巡回相談がきっかけになった変化 【個別指導を増やしたい】	
	指導方法 【授業構成の工夫】 【指示の出し方】 【支援員の役割】 【めあてを提示する】 【注意喚起の具体例】 【長所活用型の指導】 【まとまりで単語を教える】 【視覚支援】	アドバイスを基にした指導 【音と文字をつなげる指導】	アドバイスを基にした指導 【課題の量と内容を対象児に合わせる】		
	発達段階に応じた支援 【学年に応じた支援】 【わかるような支援が必要】 【自信につなげる支援】 【肯定的に関わる】	実践につながらなかったアドバイス 【アドバイスが実情に合わず実施していない】	子どもの実態 【自分の言葉で発表する】 【言葉が増える】 【勉強への意欲が高まる】		
		対象児の実態と課題 【対象児の実態】 【対象児の課題】 【対象児の特性】	対象児の実態と課題 【対象児の安心感】 【休みの過ごし方】 【対象児の目元がある現状】	対象児の実態と課題 【学習状況】 【行事での様子】 【朝の食の司会】 【行動の変化】 【指示の理解】 【対象児に必要な手だて】	児童の実態と課題 【学習の様子】 【教室での様子】 【指示の理解】 【下校時の行動】
		新たな課題 【登下校時の危険認知】 【危険認知の指導に対するアイデア】	現在の指導の段階 【下校指導】	指導の工夫 【機関指導の工夫】	指導の工夫 【効果的な指示】 【下校指導】 【語彙を増やす指導】
		学校・教員 【クラスの実態と学級経営】 【教師の多忙感】 【教員間の連携】 【校内支援体制】	学校・教員 【校内支援体制】 【担任の抱く不安感】 【教師間の連携】 【教材の工夫】 【座席の工夫】	学校・教員 【校内支援体制】	学校・教員 【校内支援体制】 【特別支援学級】 【思うようにいかない指導】
		家庭との連携 【家庭との連携】 【母親の理解】 【巡回相談の助言を保護者と共有する】 【個別の指導計画】	家庭との連携 【母親への支援】 【下校指導に関しての協力】	家庭との連携 【母親の理解】 【父親との関係形成】	家庭との連携 【父親の協力】
		対象児以外の気になる児童 【B児の実態】	児童の影響 【薬を飲み始める】 【薬の影響と考えられること】	児童の影響 【薬の影響と考えられること】 【薬の効果】	
			学級・対象児以外の子ども 【学級の実態】 【学級の気になる子ども】 【C児について】 【座席について】 【B児について】 【D児について】	学級・対象児以外の子ども 【気になっている児童】 【支援を要する児童の多さ】 【学級の状態】	

【 】はカテゴリー、□囲みはカテゴリーグループ名を示す。

Figure3 アドバイスのカテゴリーの変容過程(例:A校)

追跡調査は、4回実施され、調査対象は担任と、対象児に関わる教員2名および管理職が含まれた。追跡調査において、巡回相談で示された『学びやすい環境』、『指導方法』、『発達段階に応じた支援』のカテゴリーグループは、対象児についての指導体制が変化するきっかけの一つとなっていたことが示された（『巡回相談がきっかけとなった変化』）。また、アドバイスを参考にしながら教員が現状の改善策を実施することと繋がり（『アドバイスを基にした指導』）、さらに、アドバイスがその後の実践の契機となって、間接的に児童と周囲に効果を与えたことが示された。また、相談内容の伝達を契機に対象児に対する支援について学校と保護者が連携し、具体的な支援を行うことへと繋がった。これは、浜谷（2006）が述べる巡回相談活動が「第2次支援として保護者との関係形成を円滑にし、強化する」ことを支持する結果となった。

B校の追跡調査は2回実施され、その対象は担任、交流学級担任が中心であり、一部には他教員も含まれた。巡回相談の協議における相談員のアドバイスは『指導方法』と『情報共有』のカテゴリーグループに統合されたが、それらの中で、児童の実態に合わず取り入れなかったものとして『実践につながらなかったアドバイス』が示された。一方で、巡回相談前から担任が行っていた支援の工夫の1つであった【視覚支援】についてのアドバイスは、学校が既に行っている支援をさらに活かすことを提案した結果、担任も継続して工夫を重ね、支援が継続された。また、【遅延評価】は、相談員のアドバイスがその後の支援や指導に具現化されたことを示した。これは、相談員のアドバイスが、教員のニーズにマッチしたと同時に、その解説とともに教員間の共通理解が促されたためと考えられる。これらから、アドバイスがその時の状況に合い、教員が納得できることが必要であることが示唆され、相談員が学校のその時点での文脈を読み取り、それに応じたアドバイスを提示する重要性が示唆された。

C校の追跡調査は2回実施され、対象は担任と昨年度の担任であった。巡回相談の協議におけ

るアドバイスは『指導方法』、『学びやすい環境』、『進学・進級に向けて』のカテゴリーグループに統合されたが、追跡調査では、まず協議に不在であった担任に対して伝えられたアドバイスの内容についての確認から始まった。その結果、協議の概要は伝わっていたがアドバイスの内容の詳細が十分に伝わっていなかったことが明らかになった。そこで、アドバイスを改めて確認したところ、その後の指導および支援に変化が現れた。例えば、教室の黒板周りの環境について、1回目の追跡調査で確認されたことにより、2回目の調査時には、黒板周りの環境整備が進められていた。一方、示されたアドバイスの中で、日々の実践での意図と合わず、具現化に至らないものも明らかになった。巡回相談時には具体的なアドバイスがなされたものが、現在の支援とどのような関連があり、どうしていくことが望ましいかという協議および実践には至らなかった。これについては、協議に担任が参加することで、巡回相談がより具体的な支援の方策を探る活動となった可能性が考えられる。主訴や相談内容について、校内委員会等で検討し、校内でしっかりと共有すべきである。藤野ら(2010)は「相談者は、提供する情報が教員間での問題意識の共有に役立っているか」見極めていく必要を述べている。個別の指導計画等の資料の提出や、事前の校内での情報共有の場である校内委員会等が形式化したものであってはならない。よって、巡回相談が有効に機能する条件については、今後さらに検討していく必要があると考えられる。

4 まとめ

本研究において、巡回相談では、各々の事例独自のアドバイスのカテゴリーがある反面、共通したものが明らかになった。また、アドバイスがどのような役割を担ったのかについて、具現化の過程とともに示された。そこで、以下について総合的な考察を行った。

(1) 巡回相談としての学校への関与について

本研究の対象となった6校すべてで示されたカテゴリーグループは『指導方法』であった。その内容は、相談の主訴や授業観察等から見えた課題に対する支援方法の提案であった。学校側の主訴が対象児への対応について具体策を求めるという点では、そのニーズに応じていると推察される。また、実践に繋がりやすい内容としては、既知あるいはすでに実践している指導方法について再確認することや、現在の支援に新たな視点を取り入れるといった、それまでの学校や教員の取組や知識を基盤とし、その方法を拡張させるものであることが考えられる。これらは、武田ら(2013)が巡回相談を行うものに求める「方策を相手から引き出し」、「学校が主体的に取り組める働きかけ」が行われたことになると考えられる。つまり、支援を行う教員がアドバイスを自らの実践へどう反映させるかについて、今後の具体的な取組み等を協議の中で言語化することができれば、より有効的なものとなるだろう。

また、より実態に応じた支援のための全校的な時間割の編成の希望等の【支援体制】のカテゴリーは複数で示された。教員は、支援や指導に工夫しながらも現状の体制に限界を感じ、学校組織全体での支援を望んでいると考えられる。組織的に支援を行うには、校長のリーダーシップや学校組織のあり方が巡回相談の内容やその後の支援のあり方に関わってくると考えられる。

(2) 巡回相談を有効に機能するためのシステムのあり方

校内体制が機能し、協議の中で学校側が言語化した取組内容が整うことで、巡回相談でのアドバイスがその後の支援に効果をもたらすと考えられる。本研究から、協議でなされたアドバイスは、学校や教員のそれまでの取組や考えを後押しする形で実践へと活かされることが示された。一方、実践されなかったアドバイスは、協議の中で、相談後の実践における支援や指導についての言語化が十分になされなかったことが考えられた。また、巡回相談は学校の通常業務と併行して実施されることから、時間的な制約が避けられない。そのため、十分に相互的作用がなされる時間が確保できない事例もあった。また、主訴が明確でない場合は、協議の中で明確化のために時間を要した。以上より、巡回相談がより有効に機能するためには協議の相互的作用の充実と言語化が課題と考え

られた。第一に、時間的な制約の中において、より効率的な協議の進め方や相談内容の明確化、それを伝える手段についての実効的なシステム構築である。第二に、相談内容の解決の方向を見出すために、相談場面の設定や協議内容が実践に反映されるための工夫である。1回の巡回相談が、より有効性を持つためには工夫が求められる。その中でも、事前の情報整理や協議のあり方について学校や特別支援教育コーディネーターの果たす役割は大きい。したがって、それらに対する支援は必要であると考えられる。特に巡回相談を初めて実施する学校については、主訴の明確化および相談場面の設定について、巡回相談をコーディネートする立場からの具体的な指導や介入の必要があることが考えられる。相談内容にあった教科等の観察場面の設定や協議への学級担任の参加を促すことは、より具体的なアドバイスに繋がり、相互的作用の効果も高まることが考えられる。また、相談後の支援や指導の実施についてフォローアップを行うことや、ケースに応じて巡回相談の継続した活用を促すことについて検討する余地があるだろう。

(3) 相談員と学校および教員との協働について

巡回相談がより機能的な事業となるためのシステムが整うことで、相談後の支援や指導について言語化することが可能となり、協議はより対象児に対する主訴や、支援および指導の改善へと繋がることを考えられる。本研究では、学校側が直接的、即時的な支援方法や問題への解決策得ることを望み、巡回相談の活用を行っていることが度々主訴や相談場面の中でも示された。また、追跡調査によって、協議でのアドバイスは、その後の支援に具現化されたものとされなかったものがあることが明らかになった。

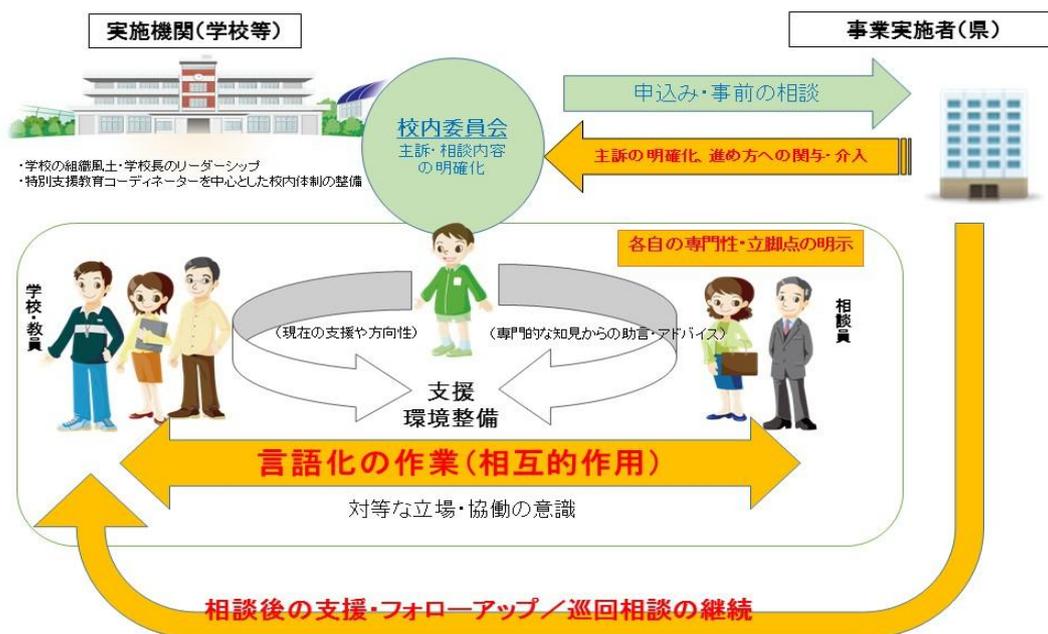
巡回相談のあり方として、伊藤（2012）は「その問題を他者と共有し、考えていくという雰囲気のように創っていくかが巡回相談というシステムを有効に機能させる鍵となる」ことを示唆した。より協働を意識し、問題や困難を解決するために一緒になって考え、方向性を導き出す場とするために、藤野ら（2011）が示す「巡回相談員自身が、自らの役割と立脚点を明確に示し、対等なパートナーシップで共通の課題に向かい合う姿勢を明示すること」を巡回相談の前提として位置づけることも有効だと考えられる。そのうえで、支援や指導についての言語化の作業がなされれば、アドバイスがより効果を持つと考えられる。

(4) 特別支援学校のセンター的機能と巡回相談

特別支援学校の教員がセンター的機能として担う専門性について、江口・笹山（2012）は「通常学級の一斉指導を補う個に応じた教材・教具・教示等の提案」が適切な指導や支援となると示している。今回のデータからは、このような内容のアドバイスは特別支援学校の教員からの発言には見られなかった。また、木村ら（2007）がセンター的機能としての巡回相談の意義として「特別支援学校の側が軽度発達障害児の指導について学ぶ、研修・養成の場」であると同時に「他の専門家のメンバーの助けを得ながら、実践を通して指導やコーディネートのノウハウを獲得する」ことだと述べている。巡回相談以外にも、特別支援学校がセンター的機能を発揮する場は多様である。巡回相談の場から、一斉指導の授業や学級経営、また他校種の文脈を知ること、多職種による協働の場で学びを広げること、特別支援学校での指導や支援技術を高める努力を継続することにより、その専門性が高まることが期待される。

(5) まとめ

本研究の結果によって示されたことは、相談支援としての学校への関与、協議のあり方、巡回相談を有効に機能させるためにシステムについてであり、これらは概して、先行研究を支持するものであった。また、追跡調査の結果から、アドバイスの具現化の過程で影響を及ぼすものについてその課題とともに明らかになり、相談員から学校に対して示されたアドバイスがその後の支援や指導に活かされるためには、巡回相談のあり方について検討する余地があることが示された。以上の考察を踏まえたまとめとして、巡回相談の今後のあり方について、モデル図（Figure 4）を示した。



※ 赤字は今後のあり方に期待される取組、青字は拡充を望まれる事項を示す。

Figure 4 巡回相談のあり方（モデル）

巡回相談で今後拡充を望まれる取組として、①校内委員会等における事前の主訴・相談内容の明確化、②相談申込みとともに巡回相談のコーディネートを行う者と学校が、内容等について打ち合わせを行うことの2点を挙げる。これらを通じ、巡回相談の効率化と協議の充実が期待される。そのため
 の取組としては①主訴の明確化、実施についての関与・介入、②相談員の専門性と立脚点の明示、③協働の意識のうえに立った今後の支援方略等についての言語化の作業、④相談後のフォローアップや巡回相談の継続した活用である。以上を行うことで、今後の巡回相談がより実効的なものとなることが期待される。

(6) 本研究の限界と課題

今回は相談員の行うアドバイスがどのようなものかについて、広く一般化して捉えることを意図し、主訴に対応した分析を行わなかった。また、対象校について、小学校6校のみと限定されたものとなった。これらについては、今回対象としなかった学校種それぞれの分析を行うことで、よりの確に巡回相談のあり方に言及できると考えられる。そして、インタビューによるデータのみにとどまらず、質問紙等を併用した分析を行うことも今後の課題となった。また、発話者の属性や立場を考慮し、それに基づいた分析を行うことも詳細な分析となるだろう。

《引用・参考文献》

藤野博・森正樹・大伴潔 (2011). 通常学級への効果的な巡回相談に向けて—特別支援教育に関する教員のコンサルテーションニーズの分析—. 平成 19～21 年度 東京学芸大学「小1プロブレム」研究推進プロジェクト報告書, 182-193

浜谷直人 (2006). 小学校通常学級における巡回相談による軽度発達障害児等の教育実践への支援モデル. 教育心理学研究, 54, 395-407

戈木クレイグヒル滋子 (2006). 『ワードマップ グラウンデッド・セオリー・アプローチ 理論を生み出すまで』. 新曜社